

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
28 兵庫県	227 宍粟市	28000	7140005006906	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人波賀の里福祉会				
(8)主たる事務所の住所	兵庫県	宍粟市	波賀町安賀 4 5 0 - 2		
(9)主たる事務所の電話番号	0790-75-2551	(10)主たる事務所のFAX番号	0790-75-2532		
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://haganosato.jp/		(14)法人のメールアドレス	kaedeen@skyblue.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成8年2月13日	(16)法人の設立登記年月日	平成8年2月14日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上9名以内	(2)評議員の現員	8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	83,520
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
山根 勝	農業	R3.6.23 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 無	2 無	3
中岡 満代	農業	R3.6.23 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 無	2 無	3
中谷 浩臣	会社役員	R3.6.23 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 無	2 無	3
清水 眞治	農業	R3.6.23 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 無	2 無	3
山田 博之	農業	R3.6.23 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 無	2 無	3
猶原 卯一	農業	R3.6.23 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 無	2 無	3
大島 恵美子	パート(福祉施設)	R3.6.23 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 無	2 無	2
谷口 朱美	ボランティア活動	R3.6.23 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 無	2 無	3

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上8名以内	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	12,174,603	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
森本 都規夫	1 理事長	令和4年6月7日	2 非常勤	令和5年6月26日	農業	2 無
竹上 憲二	3 その他理事	R5.6.26 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 非常勤	令和5年6月26日	農業	2 無
上垣 利幸	3 その他理事	R5.6.26 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 非常勤	令和5年6月26日	農業	2 無
松本 真人	3 その他理事	R5.6.26 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 非常勤	令和5年6月26日	農業	2 無
松本 繁樹	3 その他理事	R5.6.26 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 非常勤	令和5年6月26日	メーブルホーム施設長	1 有
西中 登美子	3 その他理事	R5.6.26 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 非常勤	令和5年6月26日	ボランティア活動	2 無
坂口 知巳	3 その他理事	R5.6.26 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	2 非常勤	令和5年6月26日	かえて園施設長	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名以内	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	100,230	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
中岡 一夫	農業	1 有	令和5年6月26日	R5.6.26 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	4
中原 三千男	農業	2 無	令和5年6月26日	R5.6.26 ~ R7.6月 定時評議員会終了まで	6 財務管理に識見を有する者(その他)	4

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
	常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数	84	②常勤兼務者の実数	4	③非常勤者の実数	30
	常勤換算数	4.0	常勤換算数	22.0	常勤換算数	

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

令和5年6月26日	8	2	0	令和4年度予算二次補正の承認について 令和4年度事業報告、令和4年度決算報告書の承認、監事監査報告 社会福祉充実計画について 理事・監事候補者の承認について 新たな役職の設置に伴う定款の変更について 役員報酬規程の改定について
令和5年7月24日	8	0	0	新たな役職の設置に伴う定款の変更について（決議省略）
令和6年3月25日	7	3	0	令和5年度予算補正について 令和6年度事業計画（案）の承認について 令和6年度資金収支計算書（予算案）の承認について

(4)うち開催を省略した回数 1

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和5年6月5日	7	2	令和4年度事業報告の承認について 令和4年度決算報告書の承認について、監事監査報告について 福祉充実計画の承認について、理事・監事候補者の認定について 新たな役職の設置に伴う定款の変更について、役員報酬規程の改定について 定時評議員会の開催及び提出議案について、理事長職務執行報告
令和5年6月26日	7	2	理事長の選定について
令和5年7月14日	7	2	新たな役職の設置に伴う定款の変更について（決議省略）
令和6年3月11日	7	2	令和5年度予算補正の承認について 令和6年度事業計画（案）の承認について 令和6年度資金収支計算書（予算案）の承認について 第2回評議員会の開催及び提出議案について 理事長職務執行報告

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	中岡 一夫 中原 三千男
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	適正に処理されている。メールホームにおいて、利用料の未収が継続している。回収に努めてください。
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	未収金の回収に努める。

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
001	かえて園	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)	特別養護老人ホームかえて園				
		兵庫県	宍粟市	波賀町安賀450-2	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成8年4月1日	60 21,518
		ア建設費	平成8年3月14日	98,604,612	361,060,060		459,664,672	3,026,000
		イ大規模修繕	平成11年2月28日					153,551,136
002	メールホーム	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)	特別養護老人ホームメールホーム				
		兵庫県	神戸市垂水区	名谷町大谷1905-1	3 自己所有	3 自己所有	平成19年4月1日	60 21,259
		ア建設費	平成19年4月1日	482,931,996	192,725,004	170,994,000	846,651,000	4,476,230
		イ大規模修繕						
001	かえて園	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)	特別養護老人ホームかえて園				
		兵庫県	宍粟市	波賀町安賀450-2	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成8年4月1日	10 3,881
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						
001	かえて園	02120201	老人デイサービス事業(通所介護)	デイサービスセンターかえて園				
		兵庫県	宍粟市	波賀町安賀450-2	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成8年7月1日	35 8,020
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						
002	メールホーム	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)	特別養護老人ホームメールホーム				
		兵庫県	神戸市垂水区	名谷町大谷1905-1	3 自己所有	3 自己所有	平成19年8月1日	20 7,222
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						
002	メールホーム	02120203	老人デイサービス事業(地域密着型通所介護)	デイサービスセンターメールホーム				
		兵庫県	神戸市垂水区	名谷町大谷1905-1	3 自己所有	3 自己所有	平成19年7月1日	18 3,625

001	かえで園	ア建設費 イ大規模修繕								0	
		00000001	本部経理区分								
		兵庫県	宍粟市	波賀町安賀450-2		1 行政からの賃借等	3 自己所有		平成8年4月1日	0	0
		ア建設費								0	
		イ大規模修繕									
		06260301	(公益) 居宅介護支援事業								
		兵庫県	宍粟市	波賀町安賀450-2		1 行政からの賃借等	3 自己所有		平成12年4月1日	38	287
		ア建設費								0	
		イ大規模修繕									

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
地域における公益的な取組⑨(その他)	ほっとかへんネット垂水	神戸市垂水区
	垂水区内の社会福祉法人が、地域住民が安心して生活できるような地域のニーズ、課題に取り組んでいる。	
地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)	利用者負担軽減制度	かえで園(宍粟市)、メールホーム(神戸市垂水区)
	低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免。	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	実習生の受入れ	かえで園(宍粟市)、メールホーム(神戸市垂水区)
	実習生や研修生、介護体験等の受入れによる福祉人材の育成に登録している。	
地域における公益的な取組⑨(その他)	オレンジカフェ送迎サービス	宍粟市波賀町
	認知症の人と家族、地域の人、認知症の人を支える人々が集うオレンジカフェの送迎を無償で手伝っている。	
地域における公益的な取組⑨(その他)	講師派遣(介護職員兼歯科衛生士)	宍粟市
	口腔ケアについて、地域の介護者等が集う会合(勉強会)に講師として無償で派遣した。	

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円) 8,100,000

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容(記述)	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計(円)	
	③事業内容		⑤のうち今会計年度以降の合計(円)	
介護老人福祉施設	1 社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)	介護老人福祉施設 入所定員60名、短期入所10名を新設する。 宍粟市の公募があり次第申込予定。	141,100,000	141,100,000
	1 新規事業の実施			
			⑤の合計(円)	⑥の合計(円)
			141,100,000	141,100,000

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円) 0

②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	平成29年4月1日 ~ 令和8年3月31日

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無	
②事業報告	2 無
③財産目録	1 有
④事業計画書	2 無
⑤第三者評価結果	3 該当なし
⑥苦情処理結果	2 無
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	552,706,270
②施設・設備に係る公費（円）	2,615,315
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	0

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	03 税理士
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	中山 正紀
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用【年額】（円）	1,044,000

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>1. 評議員会を招集する場合は、評議員会の日の1週間前（注）までに各評議員に対して招集通知を発送しなければならぬところ、令和3年3月22日に開催した評議員会について、1週間を下回る期間（中6日）で发出されていた。上記期間は、民法の規定に従い算定するため招集通知を発送した日と評議員会の間は、中7日間以上空ける必要がある。今後、評議員会を開催する際は、上記の算定方法に則り、評議員会の日の1週間前までに招集通知を発送すること。（令和4年1月27日付）</p> <p>2. 決議を省略した評議員会（令和元年度第2回）について、以下の不備が認められた。 ア 評議員から同意書ではなく書面表決書を徴していた。評議員には、理事と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもって、その職務を遂行する義務が課せられており、このような評議員によって構成される評議員会が執行機関に対する牽制・監督を行う機関として十分にその機能を果たすためには、相互に十分な討議を行うことによって決議を行うことが必要である。このため、現行社会福祉法においては、書面により議決権を行使することは認められない。決議の省略による場合は、評議員全員の同意があることを同意書により確認すること。 イ 理事長からの提案書について、賛成が「評議員の三分の二以上を超えた場合に可決」とする旨が記載されていた。決議の省略は、評議員全員が同意の意思表示をした場合に決議があったものとみなされるため、当該記載は誤りである。ついては、正確に記載すること。（令和4年1月27日付）</p> <p>3. 役員等の報酬について「役員報酬規程」が定められているが、報酬等の支給の基準に定める事項である「理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分(常勤・非常勤の別)」、「その額の算定方法」、「支給の方法(時期：出席の回数、各月のいつ頃か等)」、「支給の形態(現金支給か口座振込か等)」等が規定されていない。ついては、全国社会福祉法人経営者協議会作成の役員等報酬規程モデル「社会福祉法人役員、評議員の報酬等に関する基準策定にむけて（平成28年9月13日版）」を参考に、規程全般にわたる整備を行い、評議員会で議決すること。（令和4年1月27日付）</p> <p>4. 継続契約 自動更新条項により複数年にわたり継続している契約については、定期的に契約内容の見直しを行うなどし、適正な契約の維持に努めること。（令和4年1月27日付）</p>
②実施した改善内容	<p>1. 今後、評議員会を開催する際は、上記の算定方法に則り、評議員会の日の1週間前までに招集通知を発送する。</p> <p>2. 今後、評議員会において決議を省略する時は、「波賀の里福祉会定款」第一四条第四項に則り、評議員全員の同意があることを同意書により確認し、正確に記載する。</p> <p>3. 当法人の実状に合った役員等報酬規程に改定を行い、令和4年3月15日の理事会にて承認を得た。評議員の議決は3月25日実施の第2回評議員会の議題としている。</p> <p>4. 毎年契約更新の際には、随時、契約の適合は確認しているが、定期的に内容等を見直し、記録（稟議書等）を残す。金額の大きな契約は予算案を提出する理事会、評議員会時に提示し、承認を得て、適正な契約の維持に努める。</p>

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称